

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
役員慶弔規程

昭和63年 4月 1日制定

平成 6年 4月 1日一部改正

平成15年 3月24日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員に係る慶弔、災厄等に対し贈与する祝金、見舞金又は弔慰金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 前条に定める役員とは、本会の理事、監事、評議員をいい、これらの者が次の各号の一つに該当したときは、別に定めるところによりそれぞれの祝金、見舞金又は弔慰金を贈与する。

(1) 傷病により一ヶ月以上の長期療養を要するとき。

見舞金 10,000円

(2) 自宅が、水、火災その他の災害により家屋又は家財を滅失したとき。

(災害の程度により)

(3) 死亡したとき。 弔慰金 10,000円と生花

(4) 前号に定めるもののほか会長が特に必要と認めたとき。

(弔辞)

第3条 前条に定めるもののほか、特に功労のあった者に対しては、会長が弔辞を贈るものとする。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。